

実習について

実習における倫理的行動の指針

学生は実習において学習者であるとともに、看護職者として看護を提供する。そのため、臨地実習においては下記の日本看護協会の「看護者の倫理綱領，2003」を倫理的行動の指針とする。また、実習においては現実におこっている倫理的課題について考え、倫理的感性を高める。

- 1) 人間の生命、人間としての尊厳及び権利を尊重する。
- 2) 国籍、人種・民族、宗教、信条、年齢、性別及び性的指向、社会的地位、経済的状況ライフスタイル、健康問題の性質にかかわらず、対象となる人々に平等に看護を提供する。
- 3) 対象となる人々との間に信頼関係を築き、その信頼関係に基づいて看護を提供する。
- 4) 人々の知る権利及び自己決定の権利を尊重し、その権利を擁護する。
- 5) 守秘義務を遵守し、個人情報の保護に努めるとともに、これを他者と共有する場合は適切な判断のもとに行う。
- 6) 対象となる人々への看護が阻害されているときや危険にさらされているときは、人々を保護し安全を確保する。
- 7) 自己の責任と能力を的確に認識し、実施した看護について個人としての責任をもつ。
- 8) 常に、個人の責任として継続学習による能力の維持・開発に努める。
- 9) 他の看護者及び保健医療福祉関係者ととも協働して看護を提供する。
- 10) より質の高い看護を行うために、看護実践、看護管理、看護教育、看護研究の望ましい基準を設定し、実施する。
- 11) 研究や実践を通して、専門的知識・技術の創造と開発に努め、看護学の発展に寄与する。
- 12) より質の高い看護を行うために、看護者自身の心身の健康の保持増進に努める。
- 13) 社会の人々の信頼を得るように、個人としての品行を常に高く維持する。
- 14) 人々がよりよい健康を獲得していくために、環境の問題について社会と責任を共有する。
- 15) 専門職組織を通じて看護の質を高めるための制度の確立に参画し、よりよい社会づくりに貢献する。

実習にあたっての心得

1. 学生としての適切な行動

学生は看護職の免許を持っている者として、常に責任ある態度が求められる。医療職として自らの言動と態度を意識して実習を行うようにする。

1) 遅刻・欠席・早退に関すること

- ①やむを得ず遅刻、欠席、早退する場合には、担当教員または、実習場所に連絡し、指示に従う。
- ②前日までに分かっている場合には、事前に担当教員の了解を得て、実習場所にも連絡する。
- ③当日、突発的理由が生じた場合には、各実習で指示された時間および場所に連絡する。

2) 自己の健康管理に関すること

- ①4月に実施される健康診断を受けること。浦安キャンパス以外で受けた場合はその結果を安全衛生管理室に報告する。
- ②感染症抗体価（麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎、B型肝炎）が基準を満たしていない場合は、事前に担当教員に申し出る。実習施設から求められる予防接種を確認し、接種が必要な場合は実習前に完了しておく。
- ③インフルエンザの予防接種を受ける。
- ④感染症に罹患している疑いがある場合は、すみやかに担当教員に申し出て指示に従う。
- ⑤実習中に体調不良を自覚した場合はすみやかに実習指導者（以下、指導者）に申し出る。
- ⑥予防接種の実施状況や感染症の罹患については浦安キャンパスの安全衛生管理室にも報告する。
- ⑦新型コロナウイルス感染症予防については、実習2週間前からさまざまな対策が求められる。早めに大学ならびに実習先の指示を確認して準備する。また、実習中も感染対策を徹底する。

3) その他

順天堂医院で実習する場合は、事前にJCI(Joint Commission International)に関わるオリエンテーションを受ける必要がある。その他の実習施設においても、指導者等からオリエンテーションを受け、施設利用基準に則り実習すること。

2. 守秘義務に関すること

個人情報の保護に関する法律の施行および、「看護記録および診療情報の取り扱いに関する指針」(看護協会 2005/01/26)に則り、学生が作成した実習記録の管理責任は看護教育者および学生が負うことになる。また、受け持ち患者の個人情報の流出に関する責任は、担当の看護者や看護管理者および施設管理者にまで及ぶ場合がある。以上から、実習に臨む学生は、関わりをもった患者や家族等の情報の管理を下記の点に留意して自らの責任において徹底しなければならない。

実習に先立ち、「個人情報保護に関する誓約書」の提出を求める。

- 1) 学習上の必要性がある場合においてのみ、情報の共有が認められる。
- 2) 学生は、将来にわたって対象者の個人情報の口外、診療記録や看護記録の無断での閲読とコピー、電子機器（携帯電話、iPad等）による写真撮影、実習記録の不用意な公開等の個人情報の不適切な管理があってはならない。
- 3) 電子カルテ、看護計画等、電子情報の閲覧が必要な場合は、指導者に申し出て指示に従う。原則としてコピーはしない。やむを得ない場合は、必要最小限とし、不要になったらすぐにシュレッダ

一にかけるものとする。

4) 実習記録の記載と保管に関しては、以下の事項を遵守する。

なお、実習記録とは以下のものとする。

実習記録用紙に記載する記録内容とコピー
患者の情報が書かれているメモやノート
ケーススタディに使用する各種資料とコピー
記録内容を保存したUSBメモリー・ハードディスク

(1) 実習記録の記載について

- ① 患者氏名の記載については、イニシャルや脱字組み合わせの記載を避け、個人名とは関係ないアルファベットを使用する。ID番号は書かない。
- ② 住所・電話番号、および施設名・病棟名などの固有名詞は記載しない。
- ③ 原則として年齢、日付の詳細な数字の記載を避ける。
- ④ 家族歴等が必要な場合は、原則として文字による記載とする。遺伝情報の記載や既往歴、家族歴の詳細な記録が必要な場合は、特に記録物の管理を厳重に行う。
- ⑤ 学習目的に関係のない個人情報、記録用紙やメモに転記しない。

記載例

家族歴→「両親と同胞の4名家族」

年齢:78歳→70代後半、職業:大工→建築関係

性別:男→□ 女性→△、婚姻歴:結婚→M 離婚→D

日付:2010年1月15日→「X-5年1月」、「術後〇日目」など

(2) 記録物の持ち運びについて

- ① 記録類は散乱しないよう、ファイリングする。
- ② 表紙をつけるなどして記録内容が第三者の目にふれないようにする。
- ③ 持ち運びの際は、一括して袋などに入れて紛失しないよう扱いに注意する。
- ④ 実習場への出入りの際は、持ち込み・持ち出し物品を確認する。
- ⑤ 記録物は、規定の保管場所に片付け、置き忘れのないようにする。
- ⑥ 公共の場(電車内、飲食店など)では、実習記録を開かない。置き忘れや盗難に遭わないよう注意する。

(3) 実習記録の電子化について

電子化によりUSBメモリー紛失、ファイルのパスワード不使用、ウイルス感染によるデータの流出など高いリスクを負うことを常に意識し、以下のルールを遵守し、適正に取り扱うことが求められる。

- ① 電子化が可能な情報かどうかは、指導者の指示に従う。
- ② パソコンを使用して実習記録を記載する場合、全てのファイルにパスワードをかける。
- ③ USBメモリーはウイルススキャン済みとし、ロック機能付きのものを使用する。
- ④ 個人情報を含むデータのメール送受信は一切禁止する。

(4) その他の情報漏えい

ブログ、Twitter、Facebook、LINE、Instagram、TikTok、掲示板等への実習に関する情報

の書き込みは禁ずる。

(5) 実習記録の紛失や流出が疑われるときは、すみやかに担当教員と指導者に報告する。

(6) 実習終了後の実習記録の取り扱いについて

最終レポート提出までは、学生自身で全ての実習記録を責任もって保管し、終了時にシュレッダーにかけ、適切に処分する。電子媒体のものも個人情報を含む記録は全て消去する。

5) オンラインを用いた実習および実習に関する指導を受ける際には以下に留意する。

最も信頼のおけるシステムを用いる。常にセキュリティ上の管理を行う。

情報が流出するリスクをふまえ、個人情報の一切は画面上および口頭でも匿名化する。

3. 感染予防に関すること

原則は以下とするが、各実習施設の規約等に従って行動すること。

1) 標準予防策を徹底する。

2) 感染症患者、またはその疑いのある患者のケア時には感染経路別予防策を実施する。

3) 手指衛生を徹底する。

WHO 手指衛生ガイドラインの5つのタイミングで擦式アルコール製剤での手指消毒を基本とする。ただし目に見える汚染がある時、およびアルコールの効果がない感染症の可能性のある患者・汚染物との接触後は石鹸と流水を用いた手洗いをを行う。

WHO 手指衛生ガイドラインの5つのタイミング

i) 患者への接触前

ii) 清潔・無菌操作の前

iii) 体液に曝露された可能性のある場合

iv) 患者に触れた後

v) 患者周辺の物品に触れた後

以下の時は手指衛生を忘れやすいので注意すること。

・食事の配膳前

・手袋をはずした後

4) 針刺しによる感染防止のためリキャップをしない方法で処理する。

5) 洗面器や便器など、共用物品の使用後は、施設のルールに従い洗浄・消毒する。

6) 感染性・非感染性など医療廃棄物の分別を徹底する。

7) 新型コロナウイルス感染症予防については、大学ならびに実習施設からの指示、マニュアルに則って行動する。日々の生活においても基本的な感染対策を実施する。

4. その他

1) 学生証・保険証を携帯する。

2) 学生個人の情報である連絡先を患者等に伝えない。

3) 金品の授受は丁重にお断りする。

事故発生予防と事故・災害発生時の対応

1. 事故予防と倫理的配慮

- 1) 実習中には、表1に示すリスクがある。学生は、常に ① 注意を払い、② ケア実施前の十分な準備、③ ケア実施時の指導者の同席の判断と指示の確認、④ ケア実施後の報告を行う。
- 2) 学生は、自分が感染源になることのないよう自己の健康管理に毎日注意する。
- 3) 必要に応じて、事故報告書（様式1）を提出する。

表1 実習中の事故の種類

A. 学生の心身に危害がおよぶリスクのある事故	B. 学生が加害者となるリスクのある事故
1) 針刺し等血液・体液曝露による HBV、HCV、HIV などの感染 2) 患者との接触による感染症発症； 疥癬、流行性角結膜炎、小児伝染性疾患（麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎、百日咳）、結核、インフルエンザ、感染性腸炎、マイコプラズマ感染症、新型コロナウイルス感染症など 3) 外傷、被曝等； 熱傷、訪問移動中の交通外傷 など 4) 暴力被害（ハラスメントを含む）	1) 患者*の身体危害に関する事故； 転倒、転落、損傷、誤薬、誤配膳など 2) 学生が感染源となる事故； 流行性角結膜炎、小児伝染性疾患（麻疹、風疹、水痘、流行性耳鼻腺炎、百日咳）、結核、インフルエンザ、感染性胃腸炎、マイコプラズマ感染症、新型コロナウイルス感染症など 3) 物品の破損、紛失（訪問先、施設） 4) 個人情報の漏洩

* 「患者」とは、ここでは便宜上の表記とし、健康であるか病気であるかを問わず、保健医療サービス等の利用者を指す。

2. 事故発生時の対応（表1に基づく）

A. 学生の心身に危害がおよぶリスクのある事故の対応

- 1) 針刺し等血液・体液曝露による HBV、HCV、HIV 感染等のリスク
 - (1) 直ちに以下の応急処置を行う。
 - ① 皮膚が無傷 → 流水とせっけんを用いて十分に洗い流す。
 - ② 針刺し → 流水洗浄後、消毒用エタノール等で消毒する。
 - (2) 応急処置後、患者の感染症の有無を確認する。
 - (3) すみやかに報告し、指示に従い受診し、受診後は医師の指示に従う。
- 2) 患者との接触による感染症発症のリスク
 - (1) 実習中に患者に感染症が発見された場合、受け持ち学生および当該患者と接触した可能性のある他の学生は、すみやかに報告し、指示に従って行動する。
 - (2) 実習終了後に患者に感染症が判明し、大学から連絡があった場合、担当教員の指示に従って行動する。
 - (3) 受診が必要な場合の手続きは、通常の外来受診に準じる。

3) 外傷・被曝等のリスク

- (1) 応急処置を行い、すみやかに報告し、必要に応じて受診する。
- (2) 受診手続きは、通常と同じだが、受傷・被害・被曝等の状況により判断が困難な場合は、大学の指示に従う。

4) 暴力被害のリスク(含:ハラスメント)

学生は、暴力を受けたと感じた場合は、すみやかに担当教員または、ハラスメント相談員に申し出て指示に従う。

5) その他

不審者の更衣室等への侵入や盗難のリスクがある。高額な金銭、物品は実習施設に持ち込まず、施錠管理を徹底する。不審者の侵入や盗難などがあった場合やその恐れを感じた場合は、担当教員または指導者に報告し、対応の指示を受ける。

B. 学生が加害者となるリスクのある事故

1) 患者の身体危害に関する事故

- (1) すみやかに指導者または病院、施設の責任者に報告し、指示に従い対応する。
- (2) 担当教員に報告し、必要に応じ、事故報告書(様式1)を病棟にも提出する。

2) 学生が感染源になる場合

- (1) 感染症に罹患している疑いがある場合*は実習施設には行かず、担当教員、指導者、安全衛生管理室に報告し、施設への対応について指示を受ける。

*新型コロナウイルス感染症流行に関し、実習施設への入館条件を確認しておくこと。

- (2) 感染拡大予防のため必ず受診し、出席停止等は安全衛生管理室の指示に従う。
- (3) 受診の手続きは、通常の受診と同様に行う。

3) 物品の破損・紛失

- (1) 破損現場が危険な状況にある場合、以下の取り扱いに従い、破損物の処理をする。
 - ① 患者周囲に知らせ、外傷等の被害の拡大を予防する。
 - ② 水銀、ガラス等は、素手で触れず、施設規定に従い処分する。
- (2) 私物の破損、紛失の場合は、患者、施設責任者または指導者の指示に従い対応するが、現物を弁償することがある。
- (3) 担当教員に報告し、必要に応じ、物品破損届(様式2)を病棟または施設に提出する。
- (4) 学生が加入している自賠償保険での対応が可能か、研究科事務に相談する。

4) 個人情報の漏洩

- (1) 記録の紛失、流出の可能性がある場合は、すみやかに指導者または担当教員に報告し指示に従う。
- (2) 必要に応じ、事故報告書を担当教員に提出する。事後の手続きについては担当教員の指示に従う。

3. 実習中の事故・災害時の報告ルート

基本的な報告・指示ルートは、病院の場合(パターン1)と他の施設の場合(パターン2)のいずれかの方法になるが、施設により報告ルートが異なる場合は、実習開始時に担当教員に連絡、確認しておく。

- (1) 学生は、事故や災害時、すみやかに指導者または担当教員に報告する。
- (2) 学生の心身に危害のおよぶリスクのある事故では、担当教員の指示に従う。担当教員不在時は、指導者または、実習施設の責任者の指示に従う。
- (3) 学生が加害者になるリスクのある事故では、指導者または、実習施設の責任者の指示に従う。

4. 実習中の災害発生時の対応

- (1) 実習施設への通学途上の災害については、通常に通学途上の災害の対応に準じる。
- (2) 実習施設内で被災した場合、原則として自身の身の安全を守り、施設責任者または指導者の指示に従って行動する。可能な状況になったら、担当教員または大学に状況を連絡する。
- (3) 訪問先などで施設責任者または、担当教員と連絡がとれない場合は、同行している施設の実習担当者の指示に従って行動する。

保険加入について

順天堂大学の関連施設・および関連施設外の実習において事故が発生した場合、学生保険に加入している場合は補償内容・手続きなどについて事務窓口にご相談する。

看護師、保健師、助産師の有資格者が患者・療養者等に関わり、事故等を起こした場合、賠償責任を問われる場合がある。実習施設より保険加入を求められる場合もあるので、実習期間は賠償責任保険に加入しておくことが望ましい。

病院の場合（パターン1）

事故発生（学生）

* 緊急時は、担当教員または指導者が判断・指示する。

<担当教員>

学生、指導者とすみやかに相互連絡をとる。

分野責任者、病棟責任者、看護教育責任者に報告・相談する。

必要に応じ、安全衛生管理室・校医、感染・安全責任部門、受診科医師、研究科事務と連絡をとる。

【感染の責任部門】

本郷：感染対策室
浦安：感染対策室
高齢者：感染対策室
越谷：感染症委員会医師
練馬：感染対策室
静岡：感染対策室

【安全の責任部門】

本郷：医療安全管理室
浦安：医療安全管理室
高齢者：医療安全管理室
越谷：医療安全委員会
練馬：医療安全管理室
静岡：医療安全管理室

<指導者>

必要時、患者担当医、関連部門、看護教育責任者または看護部等に報告・相談する。

学生、担当教員とすみやかに相互連絡をとる。

施設責任者に報告・相談する。

*原則として、施設のルールに準ずる

<分野責任者>

必要に応じ研究科長、研究科事務、病院の看護教育責任者、看護部門責任者に報告を行う。

病院以外の施設の場合（パターン2）

事故発生（学生）

* 緊急時は、担当教員または
指導者が判断・指示する。

<担当教員>

分野責任者に連絡・相談し、必要に応じ研
究科事務、実習施設責任者とも連絡をとる

<指導者>

学生、担当教員とすみやかに相互連絡をと
る。

学生、指導者、実習施設責任者とすみやか
に相互連絡をとる。

施設責任者に報告・相談する。

必要に応じ、安全衛生管理室・校医と連絡
をとる。

*原則として、施設のルールに準ずる

<様式1>

年 月 日

事 故 報 告 書

学生番号 _____ 氏名 _____

担当教員 _____

事 故 の 種 類	
実 習 科 目 名	
発 生 場 所	
発 生 日 時	年 月 日 時
1. 事故の概要 2. 事故後の処置 3. 事故からの学びと今後の対応 4. 事故発生時の対処及び学生への指導 (教員記入)	

順天堂大学大学院医療看護学研究科

<様式2>

年 月 日

物 品 破 損 届

学生番号 _____ 氏名 _____

担当教員 _____

破 損 月 日	年 月 日
品 名	
理 由	
対 応 及 び 今 後 の 対 策	

順天堂大学大学院医療看護学研究科